

令和 7 年 2 月 28 日

令和 7 年第 1 回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

目 次

I	本庁機関等の再編について……………	1
II	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく環境農政局所管条例 の見直し結果について……………	2
III	令和9年度以降の水源環境保全・再生施策の考え方について……………	9
IV	かながわ里地里山保全等促進指針の改定案について……………	34
V	かながわ水産業活性化指針の改定案について……………	38

I 本庁機関等の再編について

令和7年度に向け、次のとおり組織再編を実施する。

1 再編の内容

【本庁機関】

○ 国際園芸博覧会推進室の設置

- ・ GREEN×EXP0 2027（国際園芸博覧会）の開催に向け、準備体制を強化するため、農業振興課内に国際園芸博覧会推進室を設置する。

現 行	再編後
【環境農政局】 農水産部 ├── └── 農業振興課	【環境農政局】 農水産部 ├── └── 農業振興課 └── <u>国際園芸博覧会推進室</u>

2 再編の時期

令和7年4月1日

Ⅱ 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく環境農政局所管条例の見直し結果について

県では、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、一定期間ごとに条例の見直しを行っている。

条例の見直しの周期は、施行の日から5年を経過することとしており、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性の5つの視点から見直すこととしている。

このたび、環境農政局において所管する次の条例について、要綱に基づく見直し作業を行ったことから、その結果を報告する。

1 条例の見直しの結果

改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。（6 条例）

条例名	見直し結果
神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
神奈川県環境基本条例	
大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例	
自然環境保全条例	
神奈川県立自然公園条例	
神奈川県蜜蜂転飼調整条例	

(参考1) 条例の見直し結果概要

条 例 名		神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例		
条 例 番 号		平成 25 年神奈川県条例第 96 号	法 規 集	第 10 編第 4 章
所 管 室 課		環境農政局脱炭素戦略本部室		
条 例 の 概 要		再生可能エネルギーの導入等の促進について、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容		
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、再生可能エネルギーの導入等の促進について、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策の基本となる事項について定めたものであり、将来にわたり安全で安心して利用することができるエネルギーを安定的に確保するため、さらに、脱炭素社会の実現を目指していくためには、引き続き再生可能エネルギーの導入等の促進を図る必要があることから、現在においても必要な条例である。		
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	条例第 7 条第 1 項に基づき、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 26 年 4 月に「かながわスマートエネルギー計画」を策定した。その後、県の脱炭素の取組を総合的かつ効果的に推進し、取組の全体像を県民や事業者の皆様へ分かりやすく示すため、令和 6 年 3 月に同計画を「神奈川県地球温暖化対策計画」に統合し、当該計画を条例第 7 条第 1 項に基づく計画として位置付けた。これらの計画により、県民及び事業者等による導入の促進が図られており、有効に機能している。		
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	令和 5 年度までの「かながわスマートエネルギー計画」及び令和 6 年度以降の「神奈川県地球温暖化対策計画」において、施策の方向性を総合的に定め、当該計画に基づき施策を推進している。 また、当該計画の進行管理として、毎年度、施策の実施に関する指標の達成状況を把握した上で、改善すべき施策等を整理することとしており、効率的に推進している。		
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例に基づく施策は「新かながわグランドデザイン」（基本構想）第 2 章の 2 中の政策分野「(4) 環境・エネルギー」に位置付けられていることから、県政の基本方針に適合している。		
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策の基本となる事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。		
	その他			
見直し結果	- 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 - 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 - 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 - 改正及び運用の改善等を検討する。 - 廃止を検討する。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(参考2) 条例の見直し結果概要

条 例 名		神奈川県環境基本条例		
条 例 番 号		平成8年神奈川県条例第12号	法 規 集	第5編第1章
所 管 室 課		環境農政局環境部環境課		
条 例 の 概 要		現在及び将来の県民の健康で安全かつ文化的な生活を確保するため、環境の保全及び創造に関する基本理念等を定めるもので、本県の環境施策の基本的な方向づけをなすため必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容		
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	この条例は、第1条のとおり、現在及び将来の県民の健康で安全かつ文化的な生活を確保するため、環境の保全及び創造に関する基本理念等を定めるもので、本県の環境施策の基本的な方向づけをなすものであるため、引き続き必要である。		
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	条例は第7条で、基本理念に則った環境施策を推進するうえでの基本的な計画（環境基本計画）を定めることとし、第8条は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の実施等に当たっては、環境基本計画との整合を図ることを求めている。このように、環境基本計画を中心とした環境の保全及び創造に関する施策の総合的、計画的な推進を図る仕組みは、この条例を根拠に構築されている。 多岐にわたる行政分野の環境施策を基本理念に則り総合的、計画的に推進していくため、本条例は有効に機能している。		
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	条例に基づき、上記のような環境施策を総合的、計画的に推進するための仕組みが構築されており、本条例は効率的に機能している。		
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	条例に基づき定める環境基本計画は、総合計画である「新かながわグランドデザイン」（基本構想）第2章の2中の政策分野「(4)環境・エネルギー」の軸となる個別計画に位置づけられ、同計画に基づき県が取り組む施策の基本方向も総合計画と整合が図られていることから、県政の基本方針に適合している。		
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例で規定している環境の保全及び創造に関する取組の推進に必要な事項は、憲法や法令に抵触するものではない。		
見 直 し 結 果	その他			
	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		

(参考3) 条例の見直し結果概要

条 例 名	大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例		
条 例 番 号	昭和46年神奈川県条例第52号	法 規 集	第5編第3章
所 管 室 課	環境農政局環境部環境課		
条 例 の 概 要	県内の区域について、大気汚染防止法第4条第1項の規定により有害物質の排出基準を定めるとともに、水質汚濁防止法第3条第3項の規定により排出水の汚染状態に係る排水基準を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	京浜臨海部における工業地帯の立地や都市化の進展などの社会的条件から、大気汚染防止法又は水質汚濁防止法に基づく全国一律基準より厳しい基準を定めて規制しているが、県民の健康を保護し、生活環境を保全するには、現行の条例による規制を継続することが必要である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	法律に基づく全国一律基準より厳しい基準を定めたことにより、大気環境及び水環境は長期的には改善されてきているため、本条例は有効に機能している。	
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	法律に基づく全国一律基準より厳しい基準を定めたことにより、大気環境及び水環境は長期的には改善されてきており、県民の健康の保護及び生活環境の保全を効率的に推進している。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	大気水質保全の取組は、「新かながわグランドデザイン」（基本構想）の政策分野別の基本方向「(4)環境・エネルギー」の「生活環境の保全」に位置付けられており、県の基本方針に適合するものである。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法では、県が法律より厳しい基準を条例で定めることができることを規定しており、憲法、法令には抵触しない内容である。	
	その他		
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。		理 由 等
			現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(参考4) 条例の見直し結果概要

条 例 名		自然環境保全条例		
条 例 番 号		昭和 47 年神奈川県条例第 52 号	法 規 集	第 5 編第 2 章第 1 節
所 管 室 課		環境農政局緑政部自然環境保全課		
条 例 の 概 要		自然環境保全法及び神奈川県環境基本条例の本旨を達成するため、自然環境保全地域の指定、当該地域における規制、その他自然環境の維持及び回復について必要な事項を定めている		
検 討	視 点	検 討 内 容		
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	自然環境を保全することが必要な地域については、自然環境保全地域に指定して、一定の行為を規制するものである。 自然環境保全法では、県が自然環境保全地域の指定等をするにあたって条例で定めることとされており、本条例に基づき指定した自然環境保全地域は、引き続き保全していく必要があることから、現在でも必要な条例である。		
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例により指定された自然環境保全地域は、現在においても良好な自然環境を有しており、県民の健康で快適な生活の確保に寄与している。 また、本条例第 22 条の趣旨に基づき、県と開発行為者が締結する「みどりの協定」制度は、開発区域内の自然環境を維持保全するため有効に機能している。		
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	自然環境保全法の規定に基づき、自然環境保全地域(普通地区、特別地区)の指定や区域内における行為の規制等を定めたものであり、普通地区は届出制、特別地区は許可制とし、地区ごとに必要最小限の規制を定めた効率的な内容となっている。		
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	県政運営の総合的・基本的指針を示す「新かながわグランドデザイン 基本構想」の政策分野「環境・エネルギー」の「自然環境の保全・再生と活用」を掲げており、県政の基本的な方針に適合している。 また、県自然環境保全地域は「かながわ生物多様性計画」の「目標の実現に向けた取組」である「広域的な緑地保全を通じた生態系の多様性の保全」の中にも位置付けられている。		
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	自然環境保全地域内の一定の行為を制限する規定や罰則規定については、自然環境保全法の規制の範囲内において規定しているものであり、過度な規制ではなく、憲法や法令に抵触するものではない。		
	その他			
見直し結果	- 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 - 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 - 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 - 改正及び運用の改善等を検討する。 - 廃止を検討する。		理 由 等	
			現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正、廃止及び運用の改善等の必要はない。	

(参考5) 条例の見直し結果概要

条 例 名		神奈川県立自然公園条例		
条 例 番 号		昭和 34 年神奈川県条例第 6 号	法 規 集	第 5 編第 2 章第 2 節
所 管 室 課		環境農政局緑政部自然環境保全課		
条 例 の 概 要		優れた自然の風景地を保護するとともに、利用の増進を図るために、自然公園法の規定に基づき、県立自然公園の指定や当該公園の区域内における行為の規制等について必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容		
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	自然公園法第 73 条により条例で定めることとされている県立自然公園の指定や当該公園の区域内における行為の規制等を定めたもので、本条例に基づき指定した県立自然公園の利用者数は増加傾向にあり、引き続き県立自然公園として、その優れた自然の風景を保護するとともに、利用の増進を図る必要があることから、本条例は、その目的達成のため引き続き必要な条例である。		
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	自然公園法の規定に基づき、同法と同様に、県立自然公園の保護又は利用のための規制及び施設に関する計画の決定や、当該計画に基づく施設整備及び行為の規制等を規定し、その施設整備及び行為の規制等によって、自然公園の目的である優れた自然の風景地の保護と利用の増進が図られており、有効に機能している。		
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	自然公園法の規定に基づき、県立自然公園の指定や当該公園の区域内における行為の規制等を定めたもので、条例の目的達成のため、効率的な内容となっている。 なお、条例の運用に当たっては、市町村と協議の上、市町村が処理することが適当と認められる事務については、市町村に権限移譲するなど、条例の目的達成のため、効率的に機能している。		
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例に基づく施策は、「新かながわグランドデザイン」（基本構想）の政策分野「環境・エネルギー」の「自然環境の保全・再生と活用」に合致する。また、「かながわ生物多様性計画」の「法令・制度を通じた生態系の保全」にも位置付けられており、県政の基本方針に適合している。		
見 直 し 結 果	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しな い か。 ）	指定区域内の一定の行為について規制する規定や罰則規定を有するが、自然公園法の規定による規制の範囲内において条例で必要な規制を定めることができる同法の規定に基づき規定しているものであり、過度な規制ではなく、憲法や法令に抵触するものではない。		
	その他			
見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。		
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。		
	4	改正及び運用の改善等を検討する。		
	5	廃止を検討する。		
		理 由 等		
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		

(参考6) 条例の見直し結果概要

条 例 名	神奈川県蜜蜂転飼調整条例		
条 例 番 号	昭和 29 年神奈川県条例第 48 号	法 規 集	第 9 編第 4 章第 2 節
所 管 室 課	環境農政局農水産部畜産課		
条 例 の 概 要	蜜蜂の飼養者が相互に利害を阻害されないよう、県内における蜜蜂の調整を行い、養蜂事業の健全な発達を図ることを目的に、転飼の許可及び手数料に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	蜜蜂の飼養者が必要な蜜源を確保し相互に利害を阻害されないよう、蜜蜂の転飼を知事の許可により行い、蜂群の配置を適正に調整する必要がある、引き続き県が本条例により取組を進める必要がある。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	蜜蜂の転飼については県職員、県養蜂組合員を委員として構成する神奈川県蜜蜂転飼調整委員会が調整し、県知事が転飼の許可を与えることで蜂群の適正配置がなされており、有効に機能している。	
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	養蜂振興法に基づく蜜蜂飼育届により県内における年間の転飼計画を把握し、神奈川県蜜蜂転飼調整委員会で予め一括調整したうえで許可を与えており、効率的に機能している。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例における許可、調整により県内の蜜源から採取した蜂蜜の生産と施設園芸や果樹等の受粉交配による農産物生産に貢献することで、地産地消を通じた県民ニーズに応じた新鮮で安全・安心な農林水産物の生産の拡大と同時に安定した農林水産業の持続に協力しており、「新かながわグランドデザイン」（基本構想）の政策分野「産業・労働」の「農林水産業の活性化」に合致するものであり、県政の基本方針に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	養蜂振興法に基づき、その実施に必要な事項を定めたものであり、憲法や法令に抵触するものではない。	
見 直 し 結 果	その他		
	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等	
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	

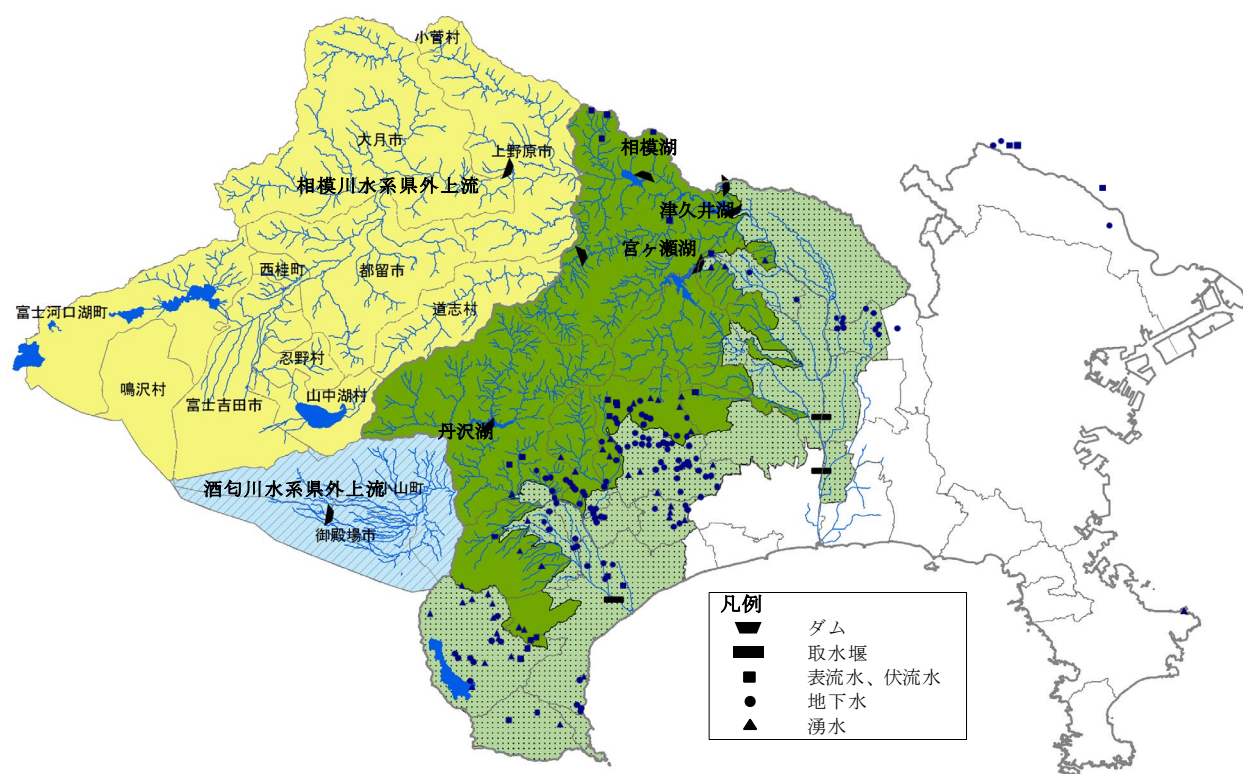
Ⅲ 令和９年度以降の水源環境保全・再生施策の考え方について

県では、県民の良質な水の安定的確保のため、かながわ水源環境保全・再生施策大綱（以下「大綱」という。）を策定し、平成19年度から20年間を計画期間とした水源環境保全・再生の取組を進めている。

令和８年度末には現行の大綱期間が終了することから、令和９年度以降の水源環境保全・再生施策の考え方について報告する。

現状

水源環境保全・再生施策の主たる対象地域



水源の森林エリア

→ 本県の広域的な水源であるダム水源等を保全する上で重要な県内の森林の区域



地域水源林エリア

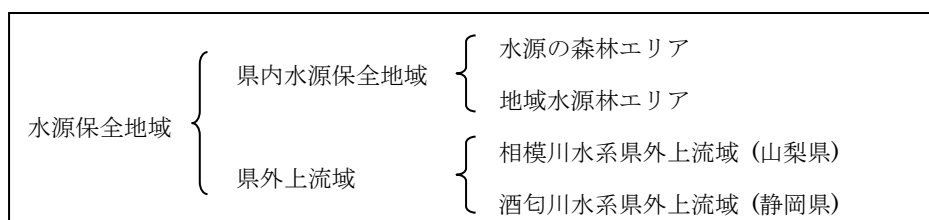
→ 地域内の河川表流水や伏流水、地下水、湧水を主要な水道水源としている地域と相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域のうち、水源の森林エリアを除いた区域



相模川水系県外上流域（山梨県）



酒匂川水系県外上流域（静岡県）



1 これまでの経緯

(1) 大綱策定前の状況

県の水がめである一部のダム湖では周辺地域の生活排水対策の遅れなどによる水質の低下が懸念され、また、雨水を貯える水源地域の森林では人工林の手入れ不足による荒廃が進み、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されていた。



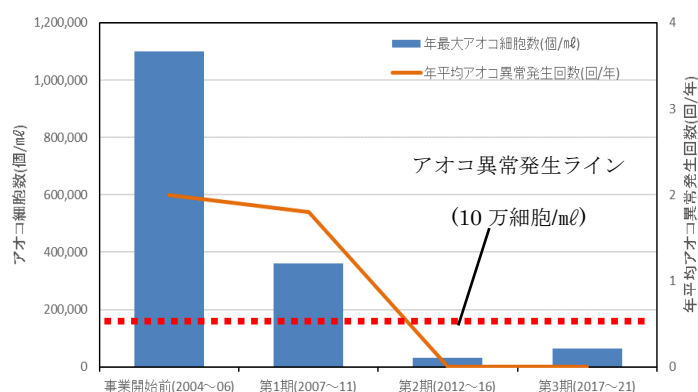
こうした危機的な状況を改善するため、平成 19 年度から令和 8 年度までの 20 年間で、大綱の策定以前から取り組んでいる既存事業と、第 1 ～ 4 期実行計画に位置づけた特別対策事業を総合的に展開する水源環境保全・再生施策に取り組むこととした。

(2) これまでの取組の成果

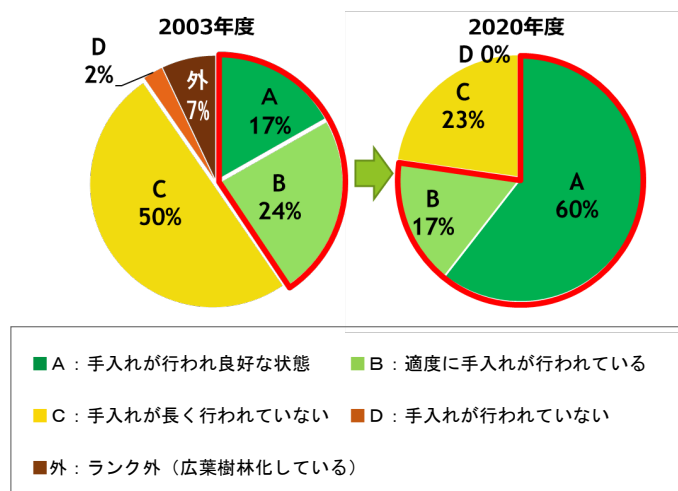
これまでの取組の結果、「取水堰における水道原水の改善（BODの低下など）」「アオコの異常発生の抑制」「森林の水源かん養機能の回復」といった成果が表れ、施策開始以降においては、取水制限も行われていないことから、「水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）」からは、大綱策定時に危機的な状況にあった水源環境からは脱したとの評価を受けた。



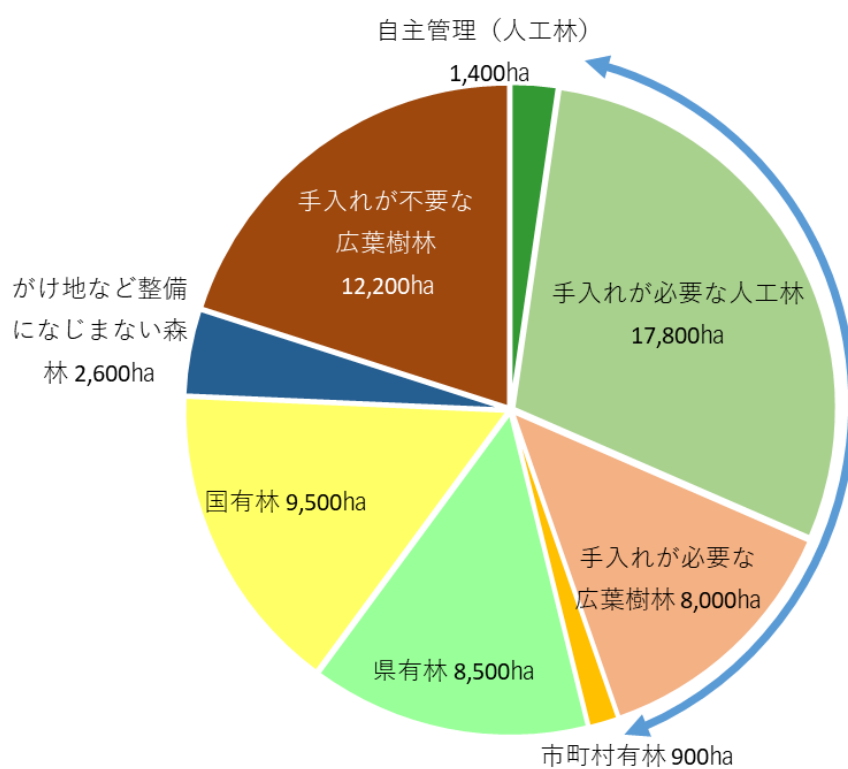
相模湖におけるアオコ異常発生抑制



森林（人工林）全体の手入れ状態



水源の森林エリアの進捗状況



手入れが必要な私有林
25,800haのうち約9割が
適切に管理されている
森林となった
(令和5年度末現在)

水源の森林エリア	60,900ha
私有林	42,000ha
自主管理 (人工林)	1,400ha
手入れが必要な人工林	17,800ha
手入れが必要な広葉樹林	8,000ha
手入れが不要な広葉樹林	12,200ha
がけ地など整備になじまない森林	2,600ha
国・県・市町村有林	18,900ha
国有林	9,500ha
県有林	8,500ha
市町村有林	900ha

(令和8年度末見込み)

(3) 県民会議からの提言

令和6年3月、県民会議から「水源環境を良好な状態で維持するためには、必要な施策を継続していくことが必要」「近年、気候変動に伴い、豪雨や台風などの気象災害の頻発化や、これに伴う土砂災害の発生回数も増加傾向にある」「生物多様性の保全、脱炭素社会の実現、循環型社会づくりなど、本県を取り巻く社会情勢の変化がある」「環境や社会情勢の変化などへの対応も必要」との提言を受けた。

これを受けて県では、同年12月の県議会に令和9年度以降の水源環境保全・再生施策の検討状況について、「基本的な考え方」「令和9年度以降の事業の検討」「事業規模」等（以下「12月案」という。）を示した。

なお、事業規模については、「現時点の積み上げでも少なくとも年間30億円を超える規模」になること、また、「今後、市町村等の意見を丁寧に伺いながら、取組内容を検討し、事業規模についてもさらに精査していく」とした。

(4) 今後の取組に向けて

ア 市町村からの意見

「生活排水対策など現行事業の継続」「里山林の整備を促進すべき」「水源の取組について都市部の住民への普及啓発が必要」「生物多様性の保全」「事業の効果をデータに基づき客観的に検証し、県民に丁寧に説明してほしい」「事業規模は最小限にすべき」などのご意見をいただいた。

また、令和7年2月7日には「県・市町村首長会議の設置」などのご要望をいただいた。

イ 県議会からの意見

「県が管理する森林についても対応していくべき」「所有者に返還した森林については、引き続き県が支援すべき」「箱根などでは、シカ被害が収束していない」などのご意見をいただいた。

ウ 団体からの意見

「脱炭素社会の実現や花粉症発生源対策のための主伐・植替えの推進

に係る補助制度の創設」「県民全体で里山地域を支える施策の展開」などのご意見をいただいた。

(5) 意見に対する県の考え方

こうした県民会議からの提言や市町村等の意見を踏まえて、県で検討を重ね、令和9年度以降の施策について、事業体系をわかりやすく整理した上で、県の考え方を「3 令和9年度以降の施策に係る新たな計画のたたき台」のとおり作成した。

この中では、里山水源林の整備や、生物多様性の向上にもつながる自然林の保全や人工林の混交林化、県民全体で森林にふれあうことのできる機会づくり（普及啓発）といった事業にも取り組むこととしている。

また、2月7日に市町村から提出された県・市町村首長会議の設置などに係る要望については、水源環境保全・再生施策は、市町村と連携しながら事業を進めていく必要があることから、速やかに会議の場を設置し、このたたき台を基に、さらに議論を深めていく。

なお、令和6年第3回定例会において「継続について精査する」とした河川・水路整備、生活排水対策及び県外上流域対策（森林関係）については、それぞれ次の理由から、令和9年度以降の施策の計画においても、継続して取り組むこととする。

ア 河川・水路整備

市町村ヒアリングの結果から、12月案では継続を精査する事業としていたが、その後、改めて市町村に確認した結果、引き続き、未整備箇所を整備することにより、自然浄化機能の発揮、生物多様性の向上が期待できるため、新たな計画にも位置付けていく。

イ 生活排水対策

アオコの大量発生が抑制されていることや近年の事業執行率、市町村ヒアリングの結果から、12月案では継続を精査する事業としていたが、その後、改めて市町村に確認した結果、引き続き、ダム集水域を中心に整備することにより、生活排水処理率の更なる向上や水質改善が期待できるため、新たな計画にも位置付けていく。

なお、下水道の整備及び高度処理型合併処理浄化槽の整備については、令和3年3月の中央環境審議会の答申により、ダム湖の水質改善に寄与する効果に限界があることが明らかになったことから、新たな計画には位置付けない。ただし、これまでの経緯を踏まえ、経過措置・代替措置を講じることを検討する。

ウ 県外上流域対策

森林整備については、ヒアリングの結果などから、12月案では継続を精査する事業としていたが、その後、改めて山梨県に確認した結果、引き続き、森林整備を共同で実施することにより、水源かん養機能等の向上が期待できるため、新たな計画にも位置付けていく。

なお、生活排水対策（リンの除去）については、アオコの大量発生が抑制されていることやダム湖の富栄養化の原因となるリンが自然由来であることが前掲の答申で示されたことから、新たな計画には位置付けない。

2 今後のスケジュール（予定）

令和7年3月～	県と市町村首長との会議を設置
6月	県議会に新たな計画の素案を報告
7月	県民意見募集（新たな計画の素案）

※ 新たな計画案の報告、税制措置案の報告及び神奈川県県税条例の一部改正提案の時期については、今後、市町村や県議会との議論を踏まえ決定する。

令和9年4月	新たな計画に基づく水源環境保全・再生施策及び個人県民税の超過課税を開始
--------	-------------------------------------

3 令和9年度以降の施策に係る新たな計画のたたき台

(1) 理念

県内の上水道の約9割は、相模川と酒匂川の2水系によって賄われており、その大半は、相模ダム（相模湖）、城山ダム（津久井湖）、宮ヶ瀬ダム（宮ヶ瀬湖）、三保ダム（丹沢湖）の4つのダムにより開発された水となっており、その大部分は都市部に送られている。

また、相模川と酒匂川の水源地を有する市町村の飲料水は、その大部分が地下水や湧水によって賄われており、水源地域が育んだ水の恩恵は、県民全体に行きわたっている。

そのため、水源環境は県民共有の財産であり、県民全体で守っていかねばならないという理念のもと、令和9年度以降の施策を進めていく。



<図 神奈川県の水源地概要>

【出典：かながわの水源地と水利用】

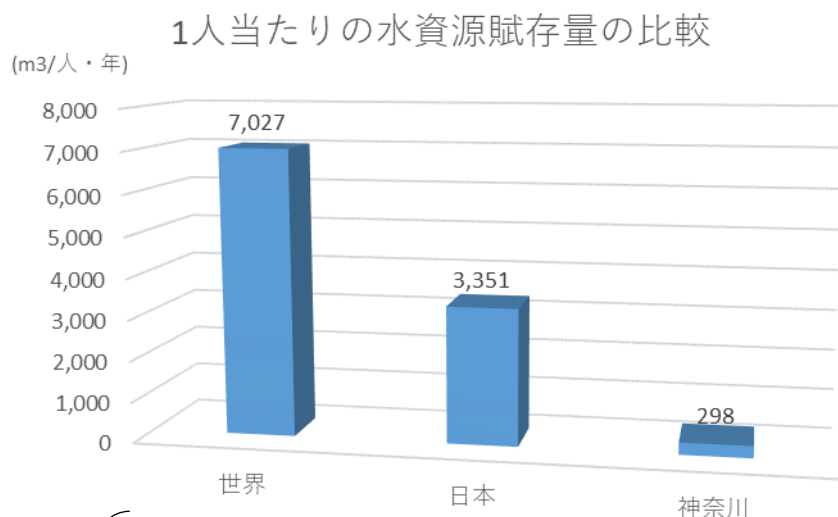
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/vh6/cnt/f8018/1015.html>

(2) 目的

将来にわたる良質な水の安定的確保

県としても、県民会議からの提言があったとおり、施策開始前の危機的な状況からは脱することができたと考えているが、約 2,400 km³という狭い県土に、約 920 万人もの県民が暮らしている本県においては、一人当たり水資源量は極めて少なく、水が貴重な資源であることには変わりはない。

そのため、現行の大綱に掲げている「将来にわたる良質な水の安定的確保」は、依然として、本県における重要な社会的な課題であり、危機的な状況から回復した水源環境を良好な状態で維持し、さらに自然が本来持っている水循環機能（水が自然の中を循環する中で発揮される水源かん養機能や水質浄化機能など）を発揮できるようにするため、引き続き取り組む必要がある。



令和6年版 日本の水資源の現況(国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部)より作成
※水資源賦存量とは、降水量から蒸発散量を引いたもの。神奈川県は関東（臨海）と同じ条件とした。

(3) 施策推進に当たっての基本的な考え方

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の基本的な計画である「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けたロードマップが示されており、その基本戦略の一つとして、人と自然の適切な距離を確保しつつ、自然を持続可能に活用し、多様な社会課題の解決を図るというNbS（Nature-based Solutions）が位置付けられている。

県民会議からも、大綱による取組は、ネイチャーポジティブやN b Sという概念が成立する以前に、自治体が主体的N b Sに取り組んだ極めて先進的な試みと言えるとした上で、「大綱期間終了後（令和9年度以降）は、これまでの施策の成果と環境や社会の変化を踏まえ、第2ステージのN b Sの取組として位置付けるべき」、具体的には、「森林や河川を社会的共通資本としてとらえ、多面的機能を確実に発揮させることを目的として、長期的な展望をもって施策を展開することが重要」との提言を受けた。

このため、令和9年度以降においては、森林や河川が有する公益的機能を発揮できるようにすることによって、「将来にわたる良質な水の安定的確保」という目的を達成するとともに、近年頻発化する気象災害への対応や生物多様性の保全など、環境や社会の変化に伴う新たな課題にも寄与することができる施策を推進していくものとする。

（４） 対象地域

新たな計画では、これまでの大綱に引き続き、主として、県外上流域を含めたダム上流域を中心に、河川水及び地下水の取水地点の集水域全体（水源保全地域）で展開する。

また、新たな計画に位置付ける水源環境保全・再生を支える活動である普及啓発事業などについては、県民全体で水を守る観点から、県全域で展開する。

なお、具体的な事業の対象地域は、個々の事業の目的と効果を勘案して個別に設定していく。

（５） 計画期間

森林の保全をはじめとした、自然環境を相手とする事業は長期にわたる継続的な取組が必要なことから、施策の実施によりどのような効果が現れるかについては、当該施策だけではなく、他の施策や自然条件によって大きく左右されると考える。

そのため、現在の科学的知見では将来の自然環境に及ぼす影響を正確に把握することには限界があることから、これまでの大綱による取組により

回復した水源環境を維持し、公益的機能を発揮するために必要な期間は、長期にわたることが想定される。

そこで、新たな計画では、20 年間を一つの計画期間とし、これを 5 年ごとの期間に区切って実行計画を策定し、順応的管理^注の考え方に基づき、見直しを行いながら進めていく。

注：順応的管理（Adaptive Management）とは、計画の実行過程をモニタリングし、モニタリングの結果を分析・評価し、最新の科学的知見とあわせて、必要な計画の見直しを行う管理手法。

(6) 目指す姿

ア 森林関係

気候変動による自然災害の激甚化、頻発化に伴い、土壌保全の必要性は高まっており、また、生物多様性の保全、脱炭素社会の実現、森林の資源循環など、森林を取り巻く社会情勢は変化している。

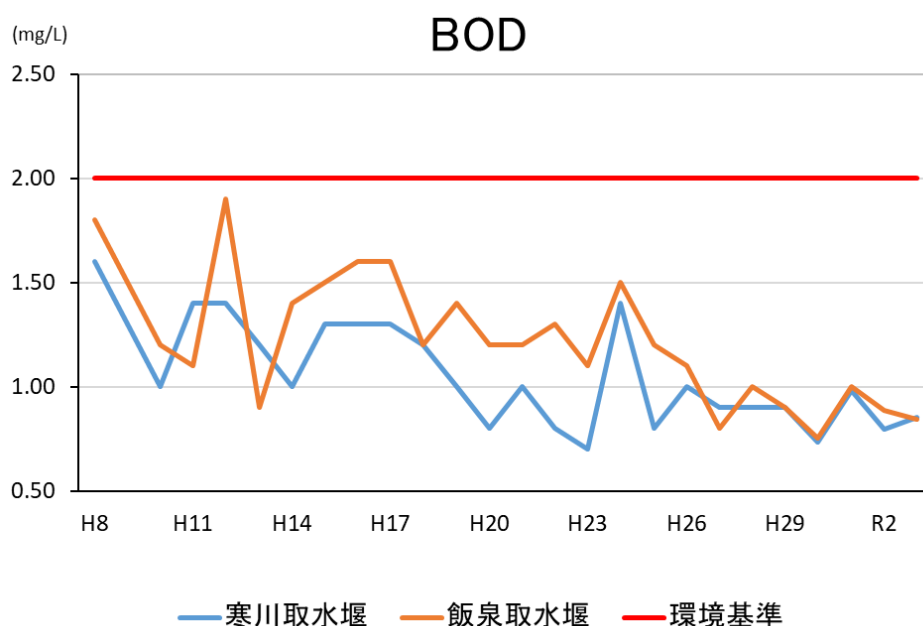
このため、多様な林齢構成や樹種の森林を目指して整備することによって、水源かん養機能をはじめとする多面的機能を持続的に発揮できる森林づくりを行う。



イ 水関係

水道水の異味異臭の原因となるアオコの大量発生が抑制されており、取水堰付近の河川の水質も向上している。また、地下水の水位、水質とも、飲料水として利用可能な状態を維持していることから、今後は、通常の浄水操作で水道原水として、安定的かつ持続的に利用できるようにしていく。

取水堰での水質変化



(7) 事業体系

ア 事業体系について

「将来にわたる良質な水の安定的確保」という目的を達成するためには、大綱による取組によって回復した水源環境を、新たなデジタル技術を取り入れた効果的、効率的な手法により、「森林DX」を推進しながら、良好な状態で維持し、水源かん養機能などの公益的機能を発揮できる状態にしていく必要がある。

あわせて、県民全体でこの取組を支える仕組みを構築するとともに、取組の成果を適時に把握し、検証していくことが重要となる。

これまでは第1ステージとして、危機的状況にあった水源環境の再生を行ってきたが、今後は第2ステージとして、環境や社会の変化にも対応しながら、再生した水源環境を維持し、公益的機能を発揮していくことを目的に施策を推進していくことから、事業体系を分かりやすく整理した。

具体的には、「水源環境の公益的機能を維持・発揮する取組」と「水源環境保全・再生を支える取組」を2つの大柱に据えて、施策を展開していくものとする。

イ 事業内容の概要

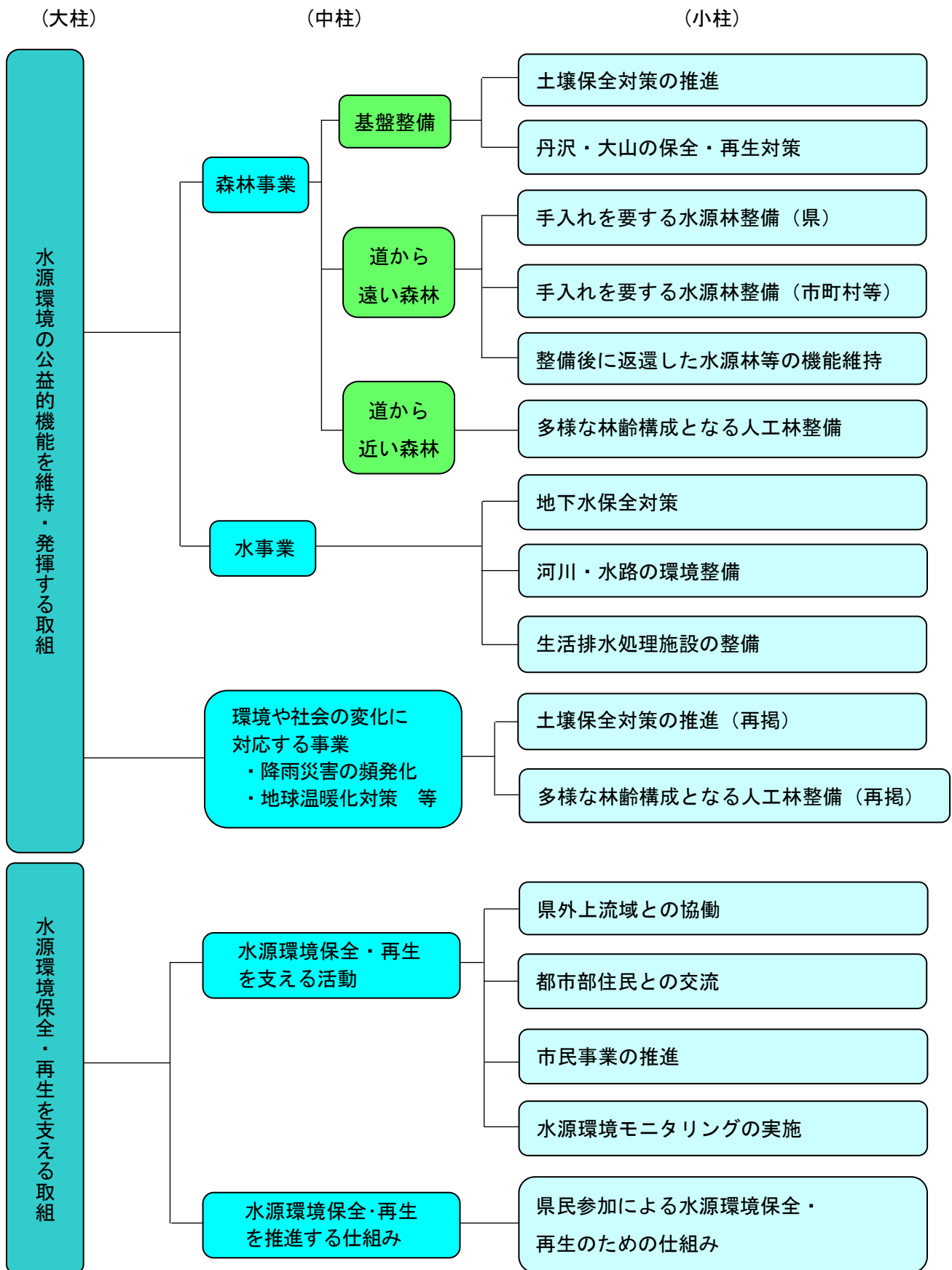
新たな計画では主なものとして次の4つの事業を新規・拡充事業として新たに加えている。

- (ア) 林道から近い人工林については、大綱事業により、間伐等の手入れを繰り返し、健全な状態を取り戻しつつあるが、林齢が高齢級（40年生以上9割）へ偏っていることから、公益的機能の維持に配慮しつつ、計画的に植替えを行い、森林の資源循環を図るため、「多様な林齢からなる人工林整備」に新たに取り組んでいく。

また、この取組を進めることで、脱炭素社会の実現に向けた森林の二酸化炭素の吸収・固定や、花粉発生源対策などにも寄与していく。

- (イ) 大綱事業により、整備を行い、所有者に返還された水源林等について、森林の状態把握を行い、森林の公益的機能を維持するために必要な土壌保全対策の実施など、「整備後に返還した水源林等の機能維持」に新たに取り組んでいく。
- (ウ) 集落周辺の里山の水源林については、手入れがされず荒廃が懸念されているところもあることから、水源環境の保全上重要な集落周辺の里山林整備など新たな地域課題に対応するため「手入れを要する水源林整備（市町村等）」の支援内容を拡充していく
- (エ) 良好な水源環境を中長期的に維持していくためには、県民との協働・連携が不可欠であり、本県の水源環境は水源地域だけでなく県民全体で支えていくべきものであるため、特に都市部住民への水源に関する理解促進のために、都市部住民との交流を通じた里山林整備といった取組を推進するなど「都市部住民との交流」に新たに取り組んでいく。

事業体系



令和9年度以降の水源施策事業内容

事業	内容
土壌保全対策	➤ 高標高域人工林の土壌保全対策 (水源の森林エリア内の県有林人工林の土壌保全対策) ➤ 水源林の基盤の整備 (土木的工法等を用いた土壌保全対策の実施) ➤ 登山道及びその周辺の土壌保全対策 ➤ 新 水源返還林等の土壌保全対策の実施
丹沢・大山の保全・再生対策	➤ 拡 中高標高域におけるシカ管理の推進 (既存の捕獲手法に加え、多様な主体によるシカ捕獲を実施) ➤ ブナ等冷温帯自然林の再生対策 (衰退したブナ等自然林の再生等) ➤ 県民連携・協働事業 (県民への普及啓発活動の強化や山ゴミ対策等)
手入れを要する水源林整備(県) 〔水源の森林づくり〕	➤ 水源の森林づくり事業における契約期間が残る協定林等の整備 ➤ 林業の担い手を確保・育成するための森林塾の実施
手入れを要する水源林整備(県) 〔水源環境保全のための森林整備の推進〕	➤ 新 県が管理する森林(優良林、承継分収林、県有林、県行造林)の整備 ※水源地域全体の森林が公益的機能を発揮できるようにするため
手入れを要する水源林整備 (市町村等) 〔地域水源林整備支援〕 ※長期施業受委託除く	➤ 契約期間が残る協定林の整備 ➤ 私有林や市町村有林の確保・整備 ➤ 拡 集落周辺の里山林整備 ➤ 新 地域固有の課題に応じた森林整備等
整備後に返還した水源林等の機能維持	➤ 新 水源返還林等の森林の状態把握(航空レーザ測量、巡視等)と把握した状態に応じた土壌保全対策の実施(土壌保全工や追加間伐等)
多様な林齢構成となる 人工林整備	民間事業体による森林の管理 (道から近い集約化した人工林を対象) ➤ 間伐等森林の整備 (既存の長期施業受委託契約に基づく間伐や作業路作設等) ➤ 新 植替えの実施 (新たに実施する、水源環境に配慮した植替え等)
	森林整備の支援策 ➤ 新 花粉対策苗木の生産販売委託 ➤ 拡 伐採木・間伐材搬出への支援 ➤ 新 民間事業体の施業モデルとなる県有林の植替えの実施 ➤ 林業の担い手を確保・育成するための森林塾の実施 (再掲)

地下水保全対策	➤ ④ 地下水モニタリングの実施 (PFAS 対策のモニタリングを含む) ➤ 地下水かん養対策や汚染対策等の実施
河川・水路の環境整備 〔河川・水路における自然浄化対策〕	➤ 整備が完了していない河川の整備や公益的機能の維持
生活排水処理施設の整備	➤ 水源保全地域における合併処理浄化槽の整備 ➤ ⑤ 高度処理型合併浄化槽を維持していくための支援等
県外上流域との協働	➤ 山梨県における荒廃森林の整備等の共同実施等
都市部住民との交流	➤ ⑤ 都市部住民との交流を通じた里山林整備等
市民事業の推進	➤ ④ 市民団体等による地域交流を通じた水源環境保全・再生活動等の実施
水源環境モニタリングの実施	➤ 河川環境モニタリングの実施 ➤ ④ 森林環境モニタリングの実施 ➤ ⑤ 混交林化のモニタリングや植替え促進のための研究開発等の実施
県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み	➤ 県民会議の開催、運営 ➤ ⑤ 県民参加による森林づくり活動の実施

[]内は別紙 1 令和 9 年度以降の事業費積上げ額での事業名

《別紙 1》

令和 9 年度以降の事業費積上げ額

《別紙 2》

新たな水源施策イメージ図

《別紙 3》

現行施策大綱事業費

今後(R9年度以降(20年間)):R6.11 月時点での積上額(常任報告資料より抜粋)
(単位:億円)

事業	総額	単年度平均	必要な取組
水源の森林づくり (整備)	91.3	4.5	契約期間が残る協定 林等の整備
林道から近い 森林の持続的な管理	176.6	8.8	新 人工林の植替え など
	60.4	3.0	長期施業受委託
	54.0	2.7	間伐材搬出支援
予防的対策	26.2	1.3	新 巡視等による 現状把握など
丹沢大山の保全再生	57.6	2.8	シカ対策等の継続
土壌保全対策	109.8	5.4	気象災害リスクに対 応
地域水源林整備支援 ※長期施業受委託を 除く	46.5	2.3	整備が不十分な個所 についての森林整備
地下水保全対策	20.0	1.0	地下水汚染対策及び モニタリング
その他 (水環境モニタリング、県 民参加など)	24.0	1.2	水環境モニタリング 県民参加の仕組み
その他必要となる事 業	α	α	
	666.6+α	33.3+α	



(R9年度以降(20年間)):R7.2月時点での積上額 (単位:億円)

事業	新たな計画におけ る事業	単年度平均 (増減額)	増額理由
水源の森林づくり (整備)	手入れを要する水源 林整備 (県)	4.9 (+0.4)	廃止を予定していた森林整備手法 (協力 協約) の継続
林道から近い森林の 持続的な管理	多様な林齢構成とな る人工林整備	8.8	増減なし
		3.0	
		2.7	
予防的対策	整備後に返還した 水源林等の機能維持	1.3	増減なし
丹沢大山の保全再生	丹沢大山の保全再生	3.8 (+1.0)	多様な主体によるシカ捕獲を追加
土壌保全対策	土壌保全対策	6.2 (+0.8)	対象面積の拡大に伴う整備内容の充実強 化
地域水源林整備支援 ※長期施業受委託除 く	手入れを要する水源 林整備 (市町村等)	5.0 (+2.7)	集落周辺の里山林整備など支援内容を充 実強化
	都市住民との交流		
地下水保全対策	地下水保全対策	1.5 (+0.5)	PFAS 対策のモニタリング事業費を追加
その他 (水環境モニタリング、 県民参加など)	水源環境モニタリン グの実施	5.7 (+4.5)	・河川水路・生活排水対策の継続に伴う 水モニタリングの継続実施 (+1.0) ・植え替え等に伴う森林モニタリングの 充実等 (+1.8) ・[追加] 県民参加の森林づくり (+0.7) ・地域交流の充実強化 (+1.0)
	県民参加による水源 環境保全・再生のた めの仕組み		
	市民事業の推進		
河川・水路における 自然浄化対策の推進	河川・水路の環境整 備	2.0 (皆増)	未整備箇所の整備継続
生活排水処理施設の 整備促進	生活排水処理施設 の整備	2.3 (皆増)	・ダム集水域を中心とする地域の合併処 理浄化槽の整備促進 ・高度処理型合併処理浄化槽の運用支援
相模川上流域対策の 推進	県外上流域との協働	0.2 (皆増)	山梨県の計画に基づく森林整備の継続
—	水源環境保全のため の森林整備の推進	2.1 (皆増)	[追加] 県が管理する森林(県有林等)の 整備
合計	995.8	49.5	
	1,062.6	53.3	賃金上昇率を加味

事業の名称は、現行計画の事業名もしくは令和6年11月議会の環境農政常任委員会報告資料記載の名称で表記



現行：大綱期間(20年間)

大綱事業(特別対策事業)	総額	単年度平均
水源の森林づくり	(単位：億円)	(単位：億円)
(確保)	189.2	9.4
(整備)	271.8	13.6
(長期施業受委託)	81.3	4.1
丹沢大山の保全再生	48.7	2.4
土壌保全対策 ※1	31.3	3.1
地域水源林整備支援	102.8	5.1
(うち長期施業受委託)	(19.0)	(0.9)
地下水保全対策	24.6	1.2
その他 (水環境に列カ、県民参加など)	49.8	2.5
間伐材搬出支援	46.5	2.3
河川水路整備	53.3	2.6
県外上流域対策 ※2	8.7	0.4
生活排水対策	164.0	8.2
合計	1,072.4	55.3

※1 第3期計画から実施、※2 第2期計画から実施

第3部 水源環境保全・再生施策の総合的な評価

施策の点検・評価の役割を担う県民会議では、第2部に記載した事業評価の考え方にに基づき、事業費の執行や事業実績量といった進捗状況（アウトプット）や県民会議で設定した質的指標（1次アウトカム）、評価の流れ図における統合的指標（2次アウトカム）、施策全体の目的（最終アウトカム）について、平成19(2007)年から約15年間に神奈川県が取り組んできた水源環境保全・再生施策について、特別対策事業を中心に多面的な評価を行いました。

水源環境保全・再生施策は、現在、第4期目の実行計画期間中であることから、ここで総合的な評価は、大綱に掲げる20年間の取組全てが対象ではなく、概ね15年間（令和3(2021)年まで）の実績を評価し20年間の評価を暫定的に実施するものです。

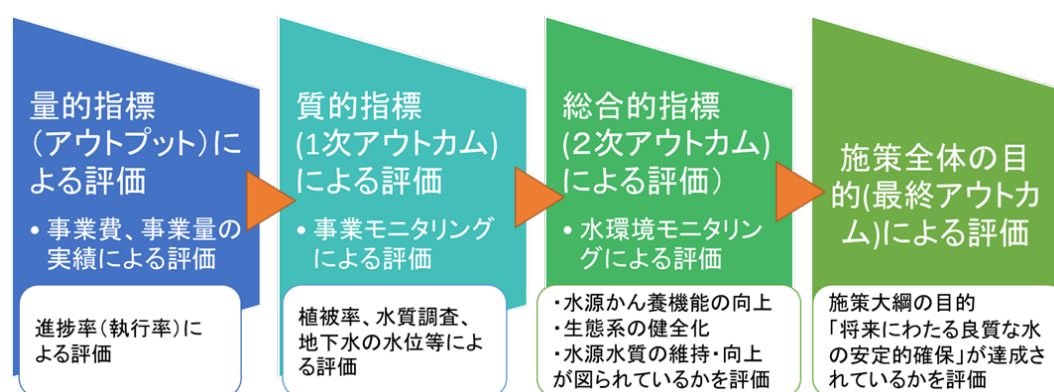


図 施策の評価（イメージ）

水源環境の保全・再生には長期の時間を要し、自然の状態を把握しつつ取り組む必要があります。また、取組を評価する基軸については、定性的あるいは定量的な客観的基準が必ずしも存在しない中で、県民会議において多くの議論を重ね、指標^{※1}を設定しました。以下の評価ではその指標も含めてまとめています。

(注1:資料編 P.16 10の指標を参照)

1 事業費及び事業量による評価(アウトプット)

(1) 特別対策事業の実施内容と進捗率（事業費と実施面積など）

ア 計画目標について

先に述べたように、水源環境保全・再生施策において、大綱で掲げた目標に到達するために必要な事業量等について科学的知見は十分でなく、事業の実施と並行して、事業実施に伴う自然環境の状況を把握しながら事業を進めています。そのため、計画目標の進捗率は、施策評価の一部としての位置付けです。

イ 事業費について

第1期から第3期の特別対策事業全体の事業費は、次ページに記載のとおり、計画額 586 億 6,800 万円に対し、実績額 588 億 9,166 万円（100.4%）と計画どおりの執行状況となっています。

また、同期間の税収は、606 億 9,150 万円となっています。水源環境保全税については、その税収額及び使途を明確にするため、特別会計の中に基金を設置して管理されており、水源環境保全・再生の取組以外には使用できません。第3期までに事業費に充当されなかった税収は効果的に基金運用が図られ、第4期計画の財源の一部として活用されています。

ウ 事業量（アウトプット）について

施策が開始された平成 19 (2007)年度以降、令和 3 (2021)年度までの 15 年間で実施した事業量の実績は、P.46 から P.51 に記載のとおりであり、令和元年東日本台風の影響を受け、土壌保全対策の一部で崩壊が大規模に拡大すること等により、事業予定箇所や工法の見直しが生じたことなどにより一部の事業で計画目標に達しませんでした。概ね計画どおりに進捗しているものといえます。

森林関係事業では、荒廃が進んでいた私有林で重点的に森林整備を行うとともに、丹沢大山地域でのシカ管理や土壌流出防止対策、溪畔林の整備、間伐材の搬出促進など、様々な事業に取り組んでおり、事業量としては一部を除き、概ね計画どおりに進捗しています。

水関係事業では、河川や地下水の保全・再生事業に関しては、概ね計画どおりに進捗していますが、生活排水処理施設の整備促進事業については、計画より事業進捗が遅れています。

水源環境保全・再生を支える取組のうち、県外上流域対策の推進については計画に基づき、概ね順調に進捗しています。なお、水環境モニタリングの実施

や県民参加による水源環境保全・再生のための仕組みについては、目標値の設定はありませんが、概ね計画どおりに進捗しています。

＜表 第1期実行計画から第3期実行計画までの実績＞

		第1期～第3期計画実績額 (A)	第1期～第3期計画の内容 (B)	進捗率 (A/B)
森林の保全・再生		【410億6,165万円】	【365億600万円】	112.5%
水源の森林づくり事業の推進		225億2,675万円	213億8,600万円	105.3%
		(一般会計分含め416億4,196万円)	(一般会計分含め420億4,300万円)	99.0%
		水源林確保 14,558ha 水源林整備 38,288ha	水源林確保 14,455ha 水源林整備 34,059ha	100.7%
		※ 一般会計計上分を含む。 森林塾の実施 103人	※ 一般会計計上分を含む。 森林塾の実施 125人	112.4%
丹沢大山の保全・再生対策		39億3,490万円	33億3,200万円	118.1%
		土壌流出防止対策 150.2ha ブナ林等の調査研究	土壌流出防止対策 108.5ha ブナ林等の調査研究	138.4%
		中高標高域シカ管理捕獲 176箇所	中高標高域シカ管理捕獲 150箇所	117.3%
溪畔林整備事業 (第2期まで)		3億3,479万円	2億8,000万円	119.6%
		森林整備 40.2ha 植生保護柵の設置 11,093m	森林整備 35.0ha 植生保護柵の設置 6,500m	114.9%
		丸太柵等の設置 4,473m	丸太柵等の設置 6,600m	170.7%
土壌保全対策の推進 (第3期から)		11億6,786万円	13億1,000万円	67.8%
		水源林の基盤整備 39箇所	水源林の基盤整備 70箇所	89.1%
		中標高域の自然林 63.2ha 高標高域の人工林 74.0ha	中標高域の自然林 55.0ha 高標高域の人工林 60.0ha	55.7%
間伐材の搬出促進		31億3,488万円	32億4,400万円	115.0%
		間伐材搬出量 257,119m ³	間伐材搬出量 277,500m ³	123.3%
地域水源林整備の支援		99億6,240万円	69億5,400万円	96.6%
		私有林確保 3,108ha 私有林整備 3,985ha	私有林確保 3,117ha 私有林整備 3,999ha	92.7%
		市町村有林等の整備 1,599ha 高齢級間伐 760ha	市町村有林等の整備 1,961ha 高齢級間伐 1,680ha	143.3%
河川の保全・再生		【36億1,145万円】	【43億8,300万円】	99.7%
河川・水路における自然浄化 対策の推進		36億1,145万円	43億8,300万円	82.4%
		河川等の整備箇所 39箇所 直接浄化対策 22箇所	河川等の整備箇所 24箇所 直接浄化対策 37箇所	162.5%
地下水の保全・再生		【12億6,090万円】	【18億8,300万円】	59.5%
地下水保全対策の推進		12億6,090万円	18億8,300万円	67.0%
		地下水保全計画の策定 かん養対策・汚染対策の実施 地下水モニタリング等の実施	地下水保全計画の策定 地下水かん養対策・汚染対策 地下水モニタリング等の実施	67.0%
水源環境への負荷軽減		【91億8,249万円】	【118億4,600万円】	77.5%
県内ダム集水域における公共 下水道の整備促進(第2期まで)		37億60万円	56億4,100万円	65.6%
		下水道普及率 60.4% (2016年度末)	下水道普及率 86% (2006年度末 40.1%)	
県内ダム集水域における合併処 理浄化槽の整備促進(第2期まで)		19億9,860万円	27億2,200万円	73.4%
		市町村設置型 841基 個人設置型 138基	市町村設置型 1,290基 個人設置型 300基	65.2%
生活排水処理施設の整備促進 (第3期から)		34億8,329万円	34億8,300万円	100.0%
		県内水源保全地域の生活排水処理率 95.5% うちダム集水域の生活排水処理率 74.1%	県内水源保全地域の生活排水処理率 96% うちダム集水域の生活排水処理率 80.8%	66.7%
水源環境保全・再生を支える取組み		【37億7,515万円】	【40億5,000万円】	60.5%
相模川水系上流域対策の推進		5億3,253万円	6億5,300万円	93.2%
		私有林現況調査・機能評価 水質汚濁負荷量調査 生活排水処理実態調査 荒廃森林再生事業 1835.7ha 広葉樹の森づくり事業 19.1ha	私有林現況調査・機能評価 水質汚濁負荷量調査 生活排水対策管理状況調査 荒廃森林再生事業 2,008.0ha 広葉樹の森づくり事業 20.0ha	81.6%
		生活排水対策 (0.6mg/ℓ以下)	生活排水対策 (0.6mg/ℓ以下)	91.4%
		28億2,104万円	27億4,500万円	95.5%
水環境モニタリング調査の実施		森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供	森林のモニタリング調査 河川のモニタリング調査 情報提供	102.8%
		4億2,155万円	6億5,200万円	
県民参加による新たな仕組み づくり		県民会議の運営 市民事業等の支援	県民会議の設置・運営 市民事業等の支援	64.7%
新たな財源を活用する事業費の計		588億9,166万円 (年平均39億2,611万円)	586億6,800万円 (年平均39億1,120万円)	100.4%

IV かながわ里地里山保全等促進指針の改定案について

県では、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、「かながわ里地里山保全等促進指針」（以下「指針」という。）を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

平成31年3月の前回改定から5年が経過し、高齢化や人手不足等の課題がより深刻化するなど、里地里山の環境は厳しさを増していることから、指針の改定に取り組んでおり、令和6年9月の当常任委員会に改定素案を報告した。このたび、改定素案に対する県民意見募集等の結果を踏まえて、改定案を取りまとめたので報告する。

1 改定の趣旨

これまでの実績や課題等を踏まえ、里地里山の保全等の活動の継続性や、県民の理解のより一層の促進を重視して、今後の施策の方向性を見直し、引き続き条例の目的達成に向けて施策を実施していくために指針を改定する。

2 改定素案に対する県民意見募集の結果

(1) 県民意見募集

ア 実施期間

令和6年10月9日～11月8日

イ 意見募集の周知

- ・ 県政記者クラブへの情報提供
- ・ 県の窓口への配架
- ・ 県政情報センター、各地域県政情報コーナー、農地課
- ・ 県のホームページでの情報提供
- ・ 県のSNSによる情報発信

(2) 市町村、活動団体等への意見照会

令和6年10月9日～11月8日

(3) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 47件

（県民 26件、市町村 2件、活動団体等 19件）

イ 意見の内訳

内 訳	件数
(ア) 指針の趣旨と役割について	1 件
(イ) 取組実績と課題について	4 件
(ウ) めざす姿と施策の方向について	25件
(エ) その他必要な事項について	1 件
(オ) その他（文言修正含む）	16件
計	47件

ウ 意見の反映状況

内 訳	件数
(ア) 改定案に反映する意見（一部反映含む）	14件
(イ) 意見の趣旨が既に改定素案に反映されている意見	21件
(ウ) 今後の参考とする意見	4 件
(エ) 改定案に反映できない意見	3 件
(オ) その他（質問、感想等）	5 件
計	47件

エ 寄せられた主な意見

(ア) 改定案に反映する意見

- ・ 選定地域と協定認定が増えたことは分かったが、協定が増えただけで里地里山保全等の取組が順調に進んでいるとは言えないので、表現を工夫すべき。

(イ) 意見の趣旨が既に改定素案に反映されている意見

- ・ 団体の活動が長続きするような制度にする必要がある。農産物の販売のみでは十分な収益を上げることが現状では難しく、活動資金が不足しているため、補助金制度は継続して欲しい。
- ・ 大学等との連携強化を積極的に図るべき。
- ・ 里地里山の保全は、環境や生物多様性の保全はもちろん、日本の原風景を守るためにも重要である。田舎では特に高齢化が進んでいるので、学生や企業の力を使うのは望ましいと考える。

(ウ) 今後の参考とする意見

- ・ 様々な人物が里地里山の情報を入手することが可能となり、希少動植物を営利目的のために悪用する人が地域に入り込む危険性があるので、SNSでの情報発信は控えた方がよい。
- ・ 農地が耕作放棄され、駐車場やマンションに変わっている中で、神奈川県は里地里山を守る気概を見せてほしい。

3 神奈川県里地里山保全協議会における意見

(1) 開催日

令和6年12月6日

(2) 主な意見

- ・ この5年間はコロナ禍の影響で活動が難しい時期だった。その中でもできる施策を行ってきた、という表現を追加した方がよい。
- ・ 里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の締結の促進について、保全等の取組が順調に行われているというのは、対比としておかしいので、選定、認定の取組が着実に行われているという表現にした方がよい。
- ・ 森山里山セラピーは一般的な言葉ではないが、意味は科学的根拠に基づいた森林浴なので、その様な言葉を使ってもよいと思う。

4 改定素案からの主な変更箇所

頁	変更箇所	改定案（新）	改定素案（旧）
3	実績	<u>・ コロナ禍の影響で人の動きが制限され、里地里山の保全活動への様々な影響がありましたが、その中でも、条例の基本理念を踏まえ、3つの柱（里の力、まちの力、里の世話人）による施策を実施してきました。</u> <u>・ これまでの里地里山保全等地域の選定、里地里山活動協定の締結の取組は着実に進んでいます。</u>	・ 条例の基本理念を踏まえ、3つの柱（里の力、まちの力、里の世話人）による施策を実施してきました。 ・ これまでの里地里山保全等の取組はおおむね順調に進んでいるといえます。
15	保全等の活動がもたらす多様な効果	<u>・ 森山里山セラピー（森林浴）</u>	・ 森山里山セラピー

5 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 3 月 指針改定、公表

《参考資料 1》

かながわ里地里山保全等促進指針（改定案）

V かながわ水産業活性化指針の改定案について

県では、水産振興施策の方向性を示す計画として「かながわ水産業活性化指針」（以下「指針」という。）を策定し、魅力ある水産業の実現に向けて総合的かつ計画的な推進を図っている。現行の指針は平成28年度から令和7年度までを対象期間としているが、水産業を取り巻く環境が大きく変化していることから、1年前倒して改定することとし、改定素案について、令和6年12月の当常任委員会に報告した。

このたび、県民意見募集や神奈川県水産審議会における審議を経て、指針の改定案を作成したので、報告する。

1 改定素案に対する県民意見募集の結果

(1) 県民意見募集

ア 募集期間

令和6年12月17日～令和7年1月15日

イ 意見募集の周知

- ・ 県政記者クラブへの情報提供
- ・ 県の窓口における配架
県政情報センター、各地域県政情報コーナー、水産課等
- ・ 県のホームページによる情報提供
- ・ 水産業関係団体、市町村への情報提供

(2) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 38件

イ 意見の内訳

区 分	件数
(ア) 指針全般に関すること	4件
(イ) 数値目標に関すること	3件
(ウ) 取組内容に関すること	24件
(エ) その他	7件
合 計	38件

ウ 意見の反映状況

区 分	件数
(ア) 改定案に反映した意見	4件
(イ) 既に改定案に盛り込まれている意見	18件

(ウ) 今後の取組の参考とする意見	16件
(エ) 改定案に反映できない意見	0件
(オ) その他	0件
合 計	38件

エ 寄せられた主な意見

(ア) 改定案に反映した意見

- ・ 県だけでなく、国の関係省庁、他県や他機関との連携を重視してほしい。
- ・ 内水面に関する施策について、背掛りアユ種苗の早期実用化を望む。
- ・ 漁業協同組合の経営基盤の強化について、施設整備に対する支援を具体化させてほしい。
- ・ 漁業協同組合数に関する目標設定の考え方について、漁業協同組合の経営基盤の強化が目的であることがわかるようにしてほしい。

(イ) 既に改定案に盛り込まれている意見

- ・ 高温耐性種のワカメの作出と普及を水産技術センターで行ってもらいたい。
- ・ 関係各所と連携し、東京湾について、より多くの浅場・藻場を設置してほしい。
- ・ 海業について、水産業を核とした取組として推進してほしい。
- ・ 漁業者の働き方を見直し、担い手を増やしてほしい。

(ウ) 今後の取組の参考とする意見

- ・ 担い手の確保と育成の施策に記載された主な取組内容を強力に推進することを望む。
- ・ 施策の実施、目標の達成に向けて必要十分な予算の確保を望む。

2 水産審議会における主な意見

(1) 開催日

令和6年7月23日、11月7日及び令和7年2月7日

(2) 主な意見

- ・ 漁業者はもとより、県民に対し、指針の内容をわかりやすく周知するように努め、漁業者、国、市町村、関係団体と連携を図り、指針に沿った着実な事業の推進を求める。

- ・ 事業の実施状況や目標の達成状況等について、定期的に検証を行い、その結果を当審議会に報告し、意見を徴することを求める。
- ・ 気候変動に伴う海洋環境等の変化による漁獲量の減少や、全国的な海業の取組の推進など、水産業を取り巻く情勢の変化を把握し、施策に反映することを求める。

3 改定素案からの主な変更箇所

(1) I かながわ水産業活性化指針について

- ・ 「4 推進体制」に、「国」との連携を追加した。(P. 2)

(2) VI 取組内容と数値目標

- ・ 「施策の方向1」の「1 取組内容」「(4)海業等による海・川・湖や漁村の魅力を活かした地域の活性化の取組」に、「背掛りアユ」の記載を追加した。(P. 23、P. 26)
- ・ 「施策の方向3」の「1 取組内容」「(4)漁業協同組合の経営基盤の強化」に、国庫補助事業を活用した合併後の漁業協同組合の漁業生産施設の整備の支援に関する記載を追加した。(P. 39)
- ・ 「施策の方向3」の「2 施策の数値目標」「漁業協同組合数（沿海）」の目標設定の考え方の記載を修正した。(P. 41)

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年3月 指針改定、公表

《参考資料2》

かながわ水産業活性化指針改定案